

○財務省告示第三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十二年十二月二十日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年一月六日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百十 二回）	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成 二十二年度における財政運営の ための公債の発行の特例等に關 する法律（平成二十二年法律第 七号）第二条第一項並びに特別 会計に関する法律（平成十九年 法律第二十三号）第四十六条第 一項、第四十七条及び第六十二 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし、 価格競争入札において募入	

五

入札競争の

別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
参	市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	決	定
加	場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	の	
者	特	国	発	競	I	加	場	入	行	争	の		

争入札競争「と  
 市場特別参加者・第II非価格競  
 るものによる発行（以下「国債  
 参加者ごとに応募限度額を定め  
 て、財務大臣が各国債市場特別  
 した後に「行われる入札であつ  
 び価格競争入札の募入の決定を  
 価格競争入札発行」という。）」  
 「国債市場特別参加者・第I非  
 を定めるものによる発行（以下「  
 場特別参加者ごとに応募限度額  
 であつて、財務大臣が各国債市  
 競争入札発行」という。）」、  
 競争入札発行による発行（以下「  
 とするものによる発行（以下「  
 競争入札発行」という。）」、  
 競争入札発行と同時に「  
 であつて、財務大臣が各国債市  
 場特別参加者ごとに応募限度額  
 を定めるものによる発行（以下「  
 価格競争入札発行」という。）」  
 及び「  
 価格競争入札発行」という。）」  
 の決定を受けた各申込みの応募  
 資格を募入額により加重平均し  
 て得られる価格をその発行価格  
 とするものによる発行（以下「  
 競争入札発行」という。）」、  
 競争入札発行と同時に「  
 であつて、財務大臣が各国債市  
 場特別参加者ごとに応募限度額  
 を定めるものによる発行（以下「  
 価格競争入札発行」という。）」  
 及び「  
 価格競争入札発行」という。）」

各申込みのうち応募価格の高い  
 ものからその応募額を順次割り  
 当てる。各申込みの応募額を案  
 分により  
 各申込みの応募額を割り当てる。  
 各申込みの応募額を案分により  
 各申込みの応募額を案分により  
 各申込みの応募額を案分により  
 各申込みの応募額を案分により  
 各申込みの応募額を案分により  
 各申込みの応募額を案分により

六

イ

発

入 価 入 価 ・  
札 格 行 札 格 第  
発 競 行 発 競 II  
行 争 額 行 争 非

ロ

札 非  
発 競  
行 争  
入

ハ

争 非 者 特 国  
入 価 ・ 別 債  
札 格 第 参 市  
発 競 I 加 場

で 千 九 百 五 億 円  
た 利 付 国 債 に ついて、  
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ いて、  
特 別 計 画 に 関 する 法 律 第 四 十 六 条  
で 百 六 十 八 千 八 百 万 円  
た 利 付 国 債 に ついて、  
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ いて、  
特 別 計 画 に 関 する 法 律 第 四 十 六 条  
に 関 する 規 定 に 基 づ いて、  
十 八 億 三 千 三 百 七 十 万 円  
つ いて は、  
定 基 づ いて、  
円 同 法 第 六 十 二 条 第 一 項 の 規 定  
に 基 づ いて、  
千 九 百 四 十 二 億 千 三 百 十 五 万 七 千 七 百 九 十 七 円  
国 債 に ついて は、  
項 の 規 定 に 基 づ いて、  
計 画 関 する 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項  
に 関 する 規 定 に 基 づ いて、  
億 二 千 二 百 六 十 万 二 千 四 百 四 十 四 円  
は、  
づ きの 発 行 した 利 付 国 債 に ついて、  
る 法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ いて、  
め の 公 債 の 発 行 の 特 例 等 関 する 法 律  
十 二 年 六 月 三 十 五 万 円  
九 十 六 億 三 千 五 十 万 円  
つ いて は、  
定 基 づ いて、  
う ち 財 政 法 第 四 十 一 条 第 一 項 の 規 定  
に 基 づ いて、  
億 円 金 額 で 一 兆 九 千 九 百 八 十 一

九	八	七										ニ																		
		ハ					ロ						イ																	
振替単位	額	最	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	払	込	金	額	行	争	非	者	特	国	行	
	替	低	入	札	格	第	参	加	場	入	札	格	第	参	加	場	入	札	格	第	参	加	場	入	札	格	第	参	加	場
す	額	の	振	五				円	三						千	百	百	四	一	百	七	に	規	百	額	発	四	う	額	
る	の	記	替	万					千						九	円	億	十	兆	七	十	つ	定	十	面	行	十	ち	面	
°	整	載	法	円					二						百	億	九	万	九	十	九	い	に	五	金	した	六	特	額	
数	又	の	の						百						六	億	千	円	千	九	億	は	基	万	額	た	第	別	で	
倍	は	規	規						十						七	億	七	百	九	百	四	、	づ	、	二	付	一	会	三	
の	記	定	定						十						千	百	六	十	九	千	七	額	き	、	同	百	国	項	計	千
金	録	に	に						億						九	億	十	九	億	九	十	額	、	法	第	十	の	に	二	
額	は	よ	よ						九						千	百	十	九	億	十	七	金	面	行	十	に	規	関	百	
に	、	る	る						千						七	億	十	九	億	十	八	額	た	法	十	に	定	す	三	
よ	最	低	口						七						十	億	一	億	五	千	百	で	利	付	一	つ	い	に	十	
る	額	面	座						十						七	億	一	億	五	千	百	付	七	条	の	は	基	づ	一	
も	の	金	簿						九						千	百	十	九	億	十	七	千	国	債	の	、	き	第	十	
の	と								万						二	億	千	二	百	九	十	九	債	の					億	円

十 十  
一 發

口 イ

十 十  
三 二

十 十  
四 四

十 十  
五 五

初利入価・別債行争非者特国札非入価發  
期 札格第参市及入価・別債發競札格行行  
利 發競 II 加場び札格第参市行争格日  
子 率行争非者特国發競 I 加場、入行争格日

後第  
の二期  
利子以

償還  
期限

平 成 二 十 二 年 十 二 月 十 日  
額 上 額 平  
面 の 面 成  
金 そ 金 二  
額 れ 額 十  
百 ぞ 百 二  
円 の 円 年  
に 應 つ き 十  
つ き 募 二 月  
き 百 価 十  
円 格 日  
九 一 十  
銭 錢 日

年 一 ・ 二 パ ー セ ン ト

平 成 十 三 年 六 月 十 日 を 支 払  
期 と し、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し  
た 金 額 を 支 払 う。 た だ し、 支 払  
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き  
は、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以  
下、 次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て  
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 六 月 十 日 及 び 十 二 月 十  
日 を 支 払 期 と し、 各 支 払 期 に お  
い て、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す  
る 利 子 を 支 払 う。  
平 成 十 三 年 十 二 月 十 日

十  
九

償還金額  
元利支額

額面金額  
日本銀行  
につき  
百円

百円

十  
八

払込  
期日

財務大臣  
から  
通知を  
受けた  
者

入札  
参加

平成  
二十  
二年  
十二  
月  
二十  
日